

「目の愛護デー」事業補助金交付要綱

[12川健第765号、平成12年8月31日付け健康福祉局長専決]

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人川崎市医師会（以下「医師会」という。）の実施する「目の愛護デー」事業の充実した運営を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする経費は、医師会の実施する「目の愛護デー」事業に伴う経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に關係書類を添付して、市長あて申請をしなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付及び当該補助金の交付額を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は補助金の交付にあたり、次に掲げる条件を付して交付するものとし、申請者に通知する。

- (1) 補助金を他の経費に流用してはならないこと。
- (2) 補助金に関する申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助金に関する支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分し、補助金の用途を明らかにしておかなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるほか、この要綱の定めに従わなければならないこと。

2 市長は前項の他に必要と認める条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該事業終了後、速やかに経費の収支決算書及び事業概要報告書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手続で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条に規定する交付条件に違反したとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(返還)

第9条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当し、すでに補助金の交付を受けている場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請者が補助事業の中止又は廃止を届け出たとき。
- (2) 第7条に規定する実績報告の内容が適切でないと市長が認めたとき。
- (3) 第8条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備えて他の経理と区分し、かつ支出内容を証明する書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月31日から施行する。